製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領

昭和60年３月27日蔵関第320号

改正 平成4年6月19日蔵関第561号

改正 平成7年3月31日蔵関第297号

改正 平成18年3月31日財関第395号

改正 平成18年6月30日財関第794号

改正　 平成19年6月29日財関第893号

改正 平成31年4月18日財関第515号

改正 令和元年6月13日財関第784号

輸入製造たばこの小売定価の認可の申請（たばこ事業法施行規則（以下「規則」という。）第30条）及び輸入製造たばこの小売定価の変更認可の申請（規則第31条）の際、税関長による輸入価格の確認事務等については下記のとおり実施されたい。

（趣旨）

たばこ事業法の施行に伴い、小売定価認可申請書等に記載された輸入価格について、あらかじめ税関長が確認を行うこととされているところから、その取扱いを定めたものである。

記

１　小売定価の認可の申請時の確認

⑴　提出書類

輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各１部を提出させることとする。

イ　製造たばこ小売定価認可申請書（以下「認可申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第30号）

ロ　製造たばこの仕入書、契約書その他輸入価格の決定のために必要な書類（以下「仕入書等」という。）

なお、下記の書類を提出する際には、輸入価格の計算方式を記載した計算書（別紙様式又は適宜の書面による。）を添付させることとする。この場合、関税法施行令第4条第3項の規定に基づき包括申告書が提出されているときには、当該包括申告書の写しの余白部分に輸入価格及びその計算方法を記載させることとして差し支えない。

⑵　提出先

認可申請書、同副本及び仕入書等は申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（業務部首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官。⑷において「首席関税評価官等」という。）に提出させることとする。

⑶　認可申請書の処理等

認可申請書及び仕入書等に基づき輸入価格が適正に計算されたものであると認められる場合には、「税関確認欄」に審査印を押なつし、認可申請書を申請者に返却する。

⑷　認可申請書の輸入予定地税関への送付等

上記⑶により処理した認可申請書について、その確認を行った税関（以下「確認税関」という。）以外に当該認可申請書に係る輸入予定地税関（以下「関係税関」という。）がある場合には、確認税関は当該認可申請書及び計算書（又は包括申告書）の写し各１部を関係税関の本関（業務部首席関税評価官等）に送付する。

２　小売定価の変更認可の申請時の確認

⑴　提出書類

輸入価格の確認を受ける場合には、税関長に対して次の書類各1部を提出させることとする。

イ　製造たばこ小売定価変更認可申請書（以下「変更申請書」という。）及び同副本（規則別紙様式第31号）

ロ　上記1⑴ロに準じて取り扱う。

ハ　上記1⑴なお書に準じて取り扱う。

⑵　提出先

上記1⑵に準じて取り扱う。

⑶　変更申請書の処理等

上記1⑶に準じて取り扱う。

⑷　変更申請書の輸入予定地税関への送付等

上記1⑷に準じて取り扱う。

3　留意事項

新制度の円滑な運営を図るため、輸入価格の確認を行う場合には輸入者に対して、必要な資料の提出等について十分指導を行うこととする。

なお、認可申請書又は変更申請書の輸入価格の確認は、税関に提出された仕入書等に基づき行われたものであり、仕入書価格以外に他に貨物代金として別払いがある場合には、事後、輸入価格が変更されることとなるので留意されたい。

別紙様式　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（規格Ａ４）

計　　　算　　　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※  番号 |  | 通関予定  税　　関 |  |

　　年　　月　　日

税　関　長　殿

申請者　　　　住所及び名称　　　　（登録番号　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当部課　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　　（　　　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　目 |  | 確認を受けようとする貨物の輸入価格の計算方式 | |
| 輸入価格　　　　　　　　　　　　　　　　円／（　）本，ｇ | |
| 数　　　量 | 本，ｇ |
| 仕入書価格 |  |
| 運賃・その他  運送関連費用 |  |
| 保　険　料 |  |
| ※　添付書類 | ※　税関記入欄 |
| そ　の　他 |  | ・仕入書　　　　　　□  ・運賃明細書　　　　　　□  ・保険料明細書　　　　　　□  ・売買契約書　　　　　　□  ・プライスリスト　　　　　　□  ・広告宣伝活動、販売促進　　　　　　□  　 活動等に関する契約書等  ・その他（　　　　　　　）　　　　　　□ |  |
| 合　　　計  （ＣＩＦ） |  |
| 換算レート |  |
| 備　　　考 |  |

（記載要領）

１ 品目欄には製造たばこの区分、名称、製品の区分を記入してください。なお、仕入書上に複数の製造たばこの品目がある場合は、計算書はそれぞれ別葉に作成して下さい。

２ 数量欄には仕入書上に表示された製造たばこの品目ごとの数量を記入して下さい。

３ 仕入書価格欄には仕入書価格、建値（例えば、ＦＯＢ、Ｃ＆Ｆ）及び単価を記入して下さい。

４ 仕入書上に複数の製造たばこの品目があり、運賃､保険料の支払いが、それぞれ一括してなされている場合の按分計算については、運賃は重量により、また、保険料は価格により計算して下さい。但し、運賃の按分計算に際して重量がわからないときは価格により按分して下さい。

５ 合計欄、輸入価格については邦貨で記入して下さい。

６ 換算レート欄は小売定価認可申請書（たばこ事業法施行規則第30 条別紙様式第29 号）及び小売定価変更認可申請書（たばこ事業法施行規則第31 条別紙様式第30 号）の備考11 により記入して下さい。

７ 輸入価格を計算する場合に葉巻たばこの重量については、グラム位未満２位までとし、それ未満は切り捨てて下さい。

８ 備考欄には、例えば小売定価変更認可申請を行う場合、既に税関で確認を受けている輸入価格、その他参考となる事項を記入して下さい。

９ ※印の箇所は記入しないで下さい。

10 記入欄が足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。